

# 令和5年度 伊賀市職員募集要項

【後期日程】

令和6年4月1日採用

募集職種

- ・事務職（初級）
- ・土木技術職（上級・初級）
- ・土木技術職〔職務経験者対象〕（上級・初級）
- ・上下水道事業技術職（上級・初級）
- ・社会福祉士（上級・初級）
- ・消防職（上級・初級）
- ・消防職〔救急救命士〕（上級・初級）

＜受験申込受付期間＞

2023（令和5）年8月1日（火）から8月18日（金）まで

※受験手続の詳細は5ページを確認してください。

## 令和5年度 伊賀市職員募集要項【後期日程】

【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種		受 験 資 格		採用予定 人数	
		学 歴 ・ 免 許 等			年 齢
事 務 職	初 級	①学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人 ②伊賀市職員採用試験委員会が①に掲げる人と同等の資格があると認める人		平成6年 4月2日 以降に生まれた人	4人 程度
	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）		平成6年 4月2日 以降に生まれた人	
土 木 技術職	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）			昭和59年 4月2日 以降に生まれた人
	職務 経験者 対象	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む）で、令和6年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人		
		初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人（同等の資格があると認められる人を含む）で、令和6年3月末時点で民間企業などにおいて、土木技術に係る継続した実務経験の期間を同一企業で5年以上有する人		
上下水道 事業 技術職	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）		昭和59年 4月2日 以降に生まれた人	3人 程度
	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）			
社 会 福祉士	上 級	学校教育法による大学（4年制）を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、社会福祉士資格を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人		昭和59年 4月2日 以降に生まれた人	若干名
	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、社会福祉士資格を有する人または令和6年3月末までに取得見込みの人			

消 防 職	上 級	学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和 6 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）	平成 6 年 4 月 2 日 以降に生まれ れた人	5 人 程度	
	初 級	学校教育法による高等学校を卒業した人または令和 6 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）			
	救 急 救 命 士	上 級			学校教育法による大学（４年制）を卒業した人または令和 6 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、救急救命士免許を有する人または令和 6 年 3 月末までに取得見込みの人
		初 級			学校教育法による高等学校を卒業した人または令和 6 年 3 月末までに卒業見込みの人（同等の資格があると認められる人を含む）で、救急救命士免許を有する人または令和 6 年 3 月末までに取得見込みの人

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

※実務経験とは、週 29 時間以上の勤務形態で勤務した経験を指します。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

※同一年度内に同一職種を重複して受験することはできません。

◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 上級の受験資格を有するにもかかわらず、初級を受験しようとする人
- (3) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

◆消防職、消防職〔救急救命士〕については、それぞれ次の要件全てに該当する人に限ります。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 採用後は、伊賀市消防本部までの通勤に要する時間がおおむね1時間以内の地域に居住すること  
(受験時の居住地は問いません。)
- (3) 交代制勤務ができること
- (4) 身体健全で、消防業務を遂行するに当たって支障がないこと

【試験日時、会場】

◆第1次試験

職 種	内 容	日 時	会 場
事務職 (初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式	9月17日 (日) 受付: 9時30分～ SPI3: 10時00分～	伊賀市役所本庁
	総合適性検査 (SPI3) テストセンター方式	9月8日 (金) から 9月26日 (火) のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
土木技術職 (上級・初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式 専門試験	9月17日 (日) 受付: 9時30分～ SPI3: 10時00分～ 専門: 13時30分～	伊賀市役所本庁
土木技術職〔職務経験者対象〕 (上級・初級)			
上下水道事業技術職 (上級・初級)			
社会福祉士 (上級・初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式	9月17日 (日) 受付: 9時30分～ SPI3: 10時00分～	伊賀市役所本庁
	総合適性検査 (SPI3) テストセンター方式	9月8日 (金) から 9月26日 (火) のうち 受験者が選択する日時	テストセンター※
消防職 (上級・初級)	総合適性検査 (SPI3) ペーパーテスト方式 体力測定	9月17日 (日) 受付: 9時30分～ SPI3: 10時00分～ 体力: 13時30分～	総合適性検査 (SPI3) : 伊賀市消防本部 体力測定 : 伊賀市民体育館
消防職〔救急救命士〕 (上級・初級)			

※事務職、社会福祉士の受験会場は、伊賀市役所本庁またはテストセンターのいずれかを選択できます。

テストセンターについては、リクルートのウェブサイトでご確認ください。

(参考 <https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>)

◆第2次試験及び第3次試験

職 種	第2次試験			第3次試験		
	内容	試 験 日	会 場	内容	試 験 日	会 場
事務職 (初級)	個別面接	10月28日(土) または 10月29日(日)	伊賀市役所本庁	個別面接	11月25日(土) または 11月26日(日)	伊賀市役所本庁
土木技術職 (上級・初級)						
土木技術職〔職務経験者対象〕 (上級・初級)						
上下水道事業技術職 (上級・初級)						
社会福祉士 (上級・初級)						
消防職 (上級・初級)						
消防職〔救急救命士〕 (上級・初級)						

◆会場所在地

伊賀市役所本庁 伊賀市四十九町3 1 8 4 番地  
伊賀市消防本部・伊賀市民体育館 伊賀市緑ヶ丘東町9 2 0 番地

いずれの職種も、第2次試験については第1次試験合格者を対象に、第3次試験については第2次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ電子メールで通知します。  
合否の結果は、受験者全員に電子メールで通知するとともに、伊賀市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

【第1次試験の内容】

試験科目	内 容	所要時間
総合適性検査 (SPI3)	職務遂行に必要な総合的な基礎能力についての択一式による試験を行います。	ペーパーテスト方式 約 110 分
		テストセンター方式 約 65 分
専 門 試 験	受験職種に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	約 90 分
	申し込み時に選択した科目（土木・電気・機械のうち一つ）に関する専門的知識、能力等についての択一式による筆記試験を行います。	土木 約 90 分 電気 約 90 分 機械 約 120 分
体力測定	立ち幅跳び、上体起し、腕立伏臥腕屈伸、反復横とび、5分間走及び握力測定を行います。	約 3 時間 受験者数により変動します。

## 【受験手続】

### ◆申込方法

原則として、インターネットからお申し込みください。

なお、申し込みには、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスが必要です。

※申込フォーム (<https://logoform.jp/form/KPw2/14213>)

申し込み送信後すぐに、「送信完了」の通知メールが自動送信されますので、届いたことを確認してください。「送信完了」の通知メールが届かない場合は、申し込みができていない可能性がありますので、人事課までお問い合わせください。

郵送により申し込みを行う場合は、伊賀市ホームページから申込書をダウンロードできます。

また、人事課、各支所、消防総務課にも備え付けています。

郵送により申し込みを行った場合でも、その後の連絡は電子メールにより行います。

※伊賀市ホームページ (<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)



### ◆受付期間

8月1日（火）～8月18日（金）午後5時15分受信分まで

郵送による申し込みは、必ず簡易書留とし、8月18日（金）午後5時15分までの必着とします。

### ◆郵送の場合の申込先(問い合わせ先)

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市総務部人事課 (Tel:0595-22-9605)

### ◆注意事項

- 受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申し込みください。  
郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- 申し込みを使用するメールアドレスは、パソコンまたはスマートフォンのメールアドレスを使用してください。フリーメールでも可能です。携帯電話のメールアドレスで申し込みをされた場合、案内メールが届かない場合があります。  
これにより受験できなかった場合でも一切責任を負いませんので、ご注意ください。（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は「@logoform.jp」「[saiyou@city.iga.lg.jp](mailto:saiyou@city.iga.lg.jp)」「[@arorua.net](mailto:@arorua.net)」から電子メールを受信できるように設定してください。）
- 受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申し込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。  
このために生じた申し込みの遅延等は一切責任を負いませんので、時間に余裕をもってお申し込みください。
- お使いのプロバイダによっては、本市からの「送信完了」の通知メールが迷惑フォルダ等に割り振られるなどして届かない場合があります。その際は該当するフォルダを確認するか、プロバイダにお問い合わせください。
- 申し込みに記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- 受験に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。  
なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

### 【第1次試験（SPI3）の受験方法】

- ・SPI3は、性格検査と能力検査があります。
- ・テストセンターでの受験を選択された場合、申し込み完了後順次、「受検依頼メール」を送信しますので、メールのリンク先の案内ページに従い、都合の良い日時・会場を予約して受験してください
- ・SPI3の受験会場は、申し込み後の変更ができないので、手続には十分注意してください。  
※テストセンターでは、本人確認書類（顔写真付証明書：運転免許証、パスポート等）が必要となります。

### 【採用予定日】

令和6年4月1日

### 【勤務条件（令和5年4月1日現在）】

#### ◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 190,756円以上、高校卒 159,238円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間

《事務職の一般的な例》

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

《消防職、消防職〔救急救命士〕》

日勤者：午前8時30分から午後5時15分まで

交代制勤務者：午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

（4週間を平均して1週間あたり38時間45分以内）

◇休日

《事務職の一般的な例》

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

《消防職、消防職〔救急救命士〕》

日勤者：日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

交代制勤務者：勤務体制により異なる場合があります。

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

## 【その他】

- 1 体力測定では、消防職員として業務遂行に必要な体力を測定します。体力測定に伴う怪我、事故等については、受験者本人の責任において対応してください。
- 2 消防職(救急救命士)については、救急業務以外に消防職員として通常の消防業務にも従事していただけます。
- 3 第3次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 4 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 5 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ(<https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>)に掲載します。  
なお、受験者への個別連絡は行いません。
- 6 新型コロナウイルス感染症等の影響により、試験会場の変更や、試験日時の延期または中止となる場合があります。その場合、上記5と同様に伊賀市ホームページに掲載し、個別の連絡は行いませんので、必ずご確認ください。



〒518-8501

伊賀市四十九町3184番地

伊賀市役所 総務部人事課人事研修係

(電話) 0595-22-9605

(ホームページ) <https://www.city.iga.lg.jp/category/6-6-1-0-0.html>

